

調理師養成施設の教員の資格の見直しの方 向性について(案)

○教科科目ごとではなく、全体にかかる資格要件としてはどうか。

○専任教員のうち1人以上は専門調理師であること、としてはどうか。

1. 調理師養成施設の教員の資格について

(現行)

調理師法施行規則

(抜粋)

○第六条第一項第五号

教員の数は、別表第一に掲げる算式によつて算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）以上であり、かつ、教員数の三分の一以上が専任であること。

・算式

(生徒の総定員 × 一学級の週当たり平均授業時間数) ÷ (40 × 12)

○第六条第一項第六号

専任教員のうち1人以上は調理師であること。

○第六条第一項第七号

教員は、調理師の養成に適当であると認められるものであること。

調理師養成施設指導要領について

(平成9年5月13日健医発第737号厚生労働省保健医療局長から各都道府県知事宛)

(抜粋)

○第5 教員に関する事項

1 教員の数は、施行規則第6条第5号及び第6号に定めるとおりであること。

2 専任の教員数は、施行規則別表第1により算出された人数(その数が5人未満であるときは5人)の3分の1以上であり、そのうち3分の2以上は必修科目担当であること。

なお、全ての調理実習に当該調理実習を担当する助手を置くように努めること。

3 1教員の1週間当たり授業時間数は、原則として18時間以内とし、担当教科科目は3科目以下、そのうち必修科目は2科目以下とすること。

4 専任教員とは、他に常勤の職を有しない教員をいうもので次のような職務を兼ねることはできないこと。

(1) 他の学校における常勤の教職員

(2) 同一設立者が別に開設している学校の専任教員

(3) 官公庁、病院、事業所等の常勤職員

5 教員の資格は、別表1によること。

なお、選択必修科目の教員の資格については、専修学校設置基準によること。

また、調理実習を担当する助手の資格は、調理師であつて、2年以上調理の業務又は調理実習について教育、研究若しくは実地指導の経験を有する者及びこれと同等以上と認められる者とする事。

6 高等学校が養成施設である場合における教員の資格は、前号による資格を有するほか、教職員免許法に基づく高等学校教員免許を有していなければならないこと。ただし、臨時に授業の一部を教授又は実習を担当する教員については、教職員免許法に基づく高等学校教員免許を有しない者を充てることができる。

7 臨時に授業を担当する教員についても、その担当する授業が法令に基づく正規のものである場合には、この指導要領に定める資格が具備されていなければならないこと。

・別表1

教科科目	教員の資格
食文化概論	1 調理師法施行規則第15条に規定する技術審査に合格した者(以下「専門調理師」という。)及びこれと同等以上と認められる者 2 学校教育法に基づく大学等において調理学等を修めて卒業した後、2年以上食文化等について教育、研究若しくは実地指導の経験を有する者
衛生法規	1 学校教育法に基づく大学等で法律学を修めて卒業した後、2年以上法律学について教育若しくは研究又は2年以上衛生行政に従事した経験を有する者 2 衛生行政に6年以上従事した経験を有する者
公衆衛生学	1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 学校教育法に基づく大学等で公衆衛生学を修めて卒業した後、2年以上公衆衛生学について教育、研究又は実地指導の経験を有する者
栄養学	1 医師 2 管理栄養士 3 栄養士であって、学校教育法に基づく大学等を卒業した者にあつては2年以上、その他の者にあつては栄養士免許取得後4年以上、栄養学について教育、研究又は実地指導の経験を有する者
食品学	1 学校教育法に基づく大学等で食品学を修めて卒業した後、2年以上食品学について教育、研究又は実地指導の経験を有する者 2 栄養士であって、栄養士免許取得後4年以上、食品学についての教育、研究又は実地指導の経験を有する者
食品衛生学	1 医師 2 獣医師 3 学校教育法に基づく大学等で食品衛生学を修めて卒業した後、2年以上食品衛生学について教育、研究又は実地指導の経験を有する者
調理理論	1 学校教育法に基づく大学等で調理理論を修めて卒業した後、2年以上調理理論について教育、研究又は実地指導の経験を有する者 2 栄養士であって、栄養士免許取得後4年以上、調理理論について教育、研究又は実地指導の経験を有する者 3 専門調理師 4 調理師であって、10年以上調理の業務又は調理理論について教育、研究又は実地指導の経験を有する者 5 調理師であって、5年以上調理の業務又は調理理論について教育、研究又は実地指導の経験を有する者で、上記4と同等以上と認められる者
調理実習	1 専門調理師 2 調理師であって、10年以上調理の業務又は調理実習について教育、研究又は実地指導の経験を有する者 3 調理師であって、5年以上調理の業務又は調理実習について教育、研究又は実地指導の経験を有する者で、上記2と同等以上と認められる者 (注)「調理の業務に従事した経験」とは、専ら調理を行うことを業務としていたことであり、「教育、研究又は実地指導の経験」には、養成施設における教職歴を含むものであること。

2. 他資格の養成施設における教員の資格

栄養士法施行規則

(抜粋)

○第九条第一項第三号

別表第一又は別表第二に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の教員(助手を除く。以下次号及び第六号から第八号までにおいて同じ。)の数は、学校以外の施設にあつては九人以上であること。

○第九条第一項第四号

社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。

○第九条第一項第五号

別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の助手の数は、三人以上であり、そのうち二人以上は管理栄養士であること。

○第九条第一項第六号

別表第一に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(以下「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後五年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。

○第九条第一項第七号

人体の構造と機能を担当する教員のうち一人以上は、医師であること。

○第九条第一項第八号

栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。

○第九条第一項第九号

別表第一に掲げる教育内容を担当する助手は、大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者であること。

栄養士養成施設指導要領について

(平成13年9月21日健医発第936号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知)

(抜粋)

○第6 教員に関する事項

- 1 教員の数は、施行規則別表第一又は別表第二に掲げる教育内容を担当するのに適当な数であること。
- 2 施行規則別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の教員(助手を除く。以下、第6中において同じ。)の数は、学校以外の施設にあっては9人以上であること。
なお、学校にあっては、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)等に定める数以上であること。
- 3 専任教員は、その年齢構成に均衡がとれていること。
- 4 社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員については、それぞれ1人以上が専任であること。
- 5 施行規則別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の助手の数は、3人以上であり、そのうち2人以上は管理栄養士であること。
- 6 施行規則別表第一に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校(以下「大学等」という。)において修めた者であって、当該大学等を卒業した後5年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。
なお、次に掲げる者は「これと同等以上の能力があると認められる者」であること。
 - (1) 外国の大学において当該教育内容に関する科目を修めて卒業した後、5年以上の教育研究又は実地指導歴を有する者
 - (2) 大学設置審議会において当該教育内容を担当する教授、助教授若しくは講師として適当と認められた者
 - (3) 栄養士法施行規則の一部を改正する省令(昭和34年厚生省令第22号)附則第5項の規定に該当する者
 - (4) 大学以外の養成施設を卒業した者であって、管理栄養士の免許を受けた後、5年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの
- 7 人体の構造と機能を担当する教員のうち1人以上は、医師であること。
- 8 栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。
なお、次に掲げる者は「管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者」であること。
 - (1) 外国において取得された管理栄養士に相当する資格を有する者
 - (2) 担当する教育内容に関連する専攻分野に係る修士又は博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、担当する教育内容に関する教育研究上の業績若しくは実地指導歴を有する者

- 9 施行規則別表第一に掲げる教育内容を担当する助手は、大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者であること。
なお、「これと同等以上と認められる者」には、大学以外の養成施設を卒業した者であって、管理栄養士の免許を受けたものを含むものであること。
- 10 臨時に授業を担当する教員についても、それが法令に基づく正規の授業である場合には、施行規則及びこの指導要領に定める資格が具備されていなければならないこと。
- 11 専任とは、他に常勤の職を有しない状態を言うものであること。従って養成施設における専任教員は、次のような職務を兼ねることができないこと。
(1) 他の学校の常勤の教職員(夜間部に勤務する場合を除く。)
(2) 同一設置者が別に開設している学校の専任教員(夜間部に勤務する場合を除く。)
(3) 病院又は診療所の管理者
(4) 官公庁、病院、事業所等の常勤の職員
- 12 1教員の1週間当り担当授業時間数は、原則として18時間以内とすること。
- 13 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則

(抜粋)

(理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準)

○第二条第一項第四号

別表第一に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

○第二条第一項第五号

理学療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であること。

(作業療法に係る学校又は養成施設の指定基準)

○第三条第一項第三号

別表第二に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

○第三条第一項第四号

作業療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であること。

理学療法士作業療法士養成施設指導要領について

(平成11年3月31日健政発第379号各都道府県知事宛 厚生労働省健康政策局長通知)

(抜粋)

○3 教員に関する事項

(1) 専任教員の一人一週間あたりの担当授業時間数は過剰にならないよう一〇時間を標準とすること。

(2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ担当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。

診療放射線技師学校養成所指定規則

(抜粋)

○第二条第一項第四号

別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「診療放射線技師等」という。)である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

○第二条第一項第五号

診療放射線技師等である専任教員のうち三人以上は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師(以下この号において「業務経験五年以上の診療放射線技師」という。)であること。ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

診療放射線技師学校養成所の指導要領について

(平成15年3月28日医政発0328016各都道府県知事宛 厚生労働省医政局長通知)
(抜粋)

4 教員に関する事項

- (1) 養成所の長は、保健医療、教育又は学術に関する業務に5年以上従事した者であり、診療放射線技師教育を十分に理解し、明確な教育方針をもった者であること。
- (2) 全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれに充てることのできる。
- (3) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。